

# 協力者 通信



令和6年 8月号 品川区発行

## 1. 協力者について

### (1) 協力者としての役割

緊急通報を受けたときに発報地点に駆けつけ、児童の様子や付近の状況を確認していただくことです。ただし、危険な対応は避け、犯人の追跡や撃退は警察に任せてください。

### (2) 児童見守りシステムから緊急連絡があった時の対応について

①発報地点に駆けつけ、児童の様子や付近の状況を確認してください。

②児童の保護を優先し、犯人の追跡や確保等、危険な行為はしないでください。

状況により110番通報や119番通報をしてください。

③付近に不審者がいない事を確認し、児童に「まもるっち」の協力者であることを告げて児童を安心させてください。

④品川区生活安全サポート隊（紺色の帽子、青のワイシャツ、紺色のズボン）のパトロール車（青いパトランプを装備し、「品川区生活安全パトロール」と表示のある緑と白の車）が現場へ直行します。状況説明をして引き継いでください。

### (3) 緊急連絡の範囲について

緊急連絡は、「まもるっち」により緊急通報を行った児童の現在地点付近に登録されている住所の協力者に情報が発信されます。※駆けつけ協力は、任意でお願いしています。

## 2. 「変更届」や「辞退届」について

### (1) 登録内容に変更があった場合

登録内容（住所や緊急通報先のメールアドレス等）に変更があった場合は、**必ず「変更届」を①～③の方法でご提出ください。**なお、区から郵送物が宛先不明で返戻された場合は、登録を抹消させていただきますのでご了承ください。

#### 【「変更届」申込方法】

①「まもるっち受付サイト」の利用者登録している方

⇒「まもるっち受付サイト」にログインしていただき、協力者変更よりお申込ください。

②「まもるっち受付サイト」を初めてご利用される方 ※詳しい登録方法は次ページへ

⇒「まもるっち受付サイト」の利用者登録後、協力者申込をお願いします。

※変更後の内容で構いません。

③①または②以外の方法

⇒地域活動課生活安全担当までご連絡をお願いします。

## 「まもるっち受付サイト」を初めて利用される方

※変更される協力者の情報でご登録をお願いします。

- ①「まもるっち受付サイト」より利用者登録（アカウントの取得）を開始
- ②利用者登録後、協力者申込でご登録をお願いします。
- ③変更後の協力者として登録されますので、  
今後は「まもるっち受付サイト」より協力者に関する申込をお願いします。
- ④変更内容が氏名および住所の場合は、申込後、地域活動課生活安全担当までご連絡ください。



まもるっち受付サイトはこちらです

## (2) 協力者を辞退したい場合

協力者を辞退したい場合は、地域活動課生活安全担当までご連絡ください。

※「まもるっち受付サイト」ご利用の方は、電子申請でも可能です。

## 3. 「まもるっち」の発報状況について

令和5年度の「まもるっち」総発報件数は、**92,775**件でした。その内、児童が身の危険を感じ、緊急事案として取り扱った件数は**15**件で、重大な事態に発展した事案はありませんでした。なお、緊急事案にまで至らなかった事案についても、生活安全サポート隊・教員・保護者が現場へ駆けつけるなどし、子どもの安全を確保しています。

## 4. 模擬訓練の実施について

協力者にご協力いただいている皆様を対象として「協力者駆けつけ模擬訓練」を、毎年10月～11月頃に実施しております。本訓練は、児童が緊急発報をした際に、協力者の皆様が実際に現場に駆けつけていただく体験をしていただき、緊急事案が発生した際の対応を円滑に行うことができることを目的としています。

### 【模擬訓練概要】

各地区（品川・大井・大崎・荏原・八潮）で、模擬緊急発報（各地区の発報地点については区で任意設定）を行います。緊急連絡を受けた訓練発報地点付近の協力者の方に、実際に駆けつけていただき、発報地点にいる生活安全サポート隊と接触した時点で訓練終了となります。登録されているメールおよび音声での連絡となります。こちらの「協力者通信 8月発行」において事前通知とさせていただきます。

### 【問合せ先】

- 協力者の登録および運用に関すること
- 児童見守りシステムに関すること

品川区地域振興部地域活動課 電話:5742-6592 FAX:5742-6878